

どんな疑問・質問にも都柔接各部が責任をもってお答えします。

Q&A

保険講習会の内容

回答者 **副会長 岡村義晃** **保険部長 三橋裕之** 9月11日開催された第47回委託講習会保険講習会において説明した内容についてQ&A形式で解説致します。

Q1 頸部捻挫と肩関節捻挫を施術していましたが翌日転倒して背部挫傷の負傷が増えていました。近接部位で3部位の算定はできないのですか？

A 「頸部捻挫、肩関節捻挫、背部挫傷」に係わる算定は、今まで同時に生じた受傷の場合には申請出来ませんでした。同時に生じていない場合つまり3部位目が別の日の受傷であれば算定できます。

算定可（3部位目の受傷日が別の日）

頸部捻挫 + 肩関節捻挫 + （同時でない）背部挫傷（下）
左肩関節捻挫 + 右肩関節捻挫 + （同時でない）背部挫傷（下）
左顎関節捻挫 + 右顎関節捻挫（同時でない）顔面打撲

算定不可（同時の場合も3部位目が別の日であっても）

腰部捻挫 + 肩関節捻挫 + 背部挫傷（上下）
左肩関節捻挫 + 右肩関節捻挫 + 頸部捻挫

Q2 骨折の患者さんに整復固定処置を行い近隣の病院に施術情報提供書を添付して紹介したのですが、X線検査の結果「骨折はしていない」との返事を貰ってしまいました。どのように申請書を書くのですか？

A 骨折・不全骨折と判断して**整復固定等初回処置（応急手当）**を施したのですから、1回のみ応急手当として「骨折・不全骨折」にて算定できます。紹介転医後については、施術情報提供書を添付した場合或いは摘要欄に紹介医療機関名を記載した場合に限り捻挫・打撲・挫傷の後療として算定して1枚の申請書で請求して下さい。（以下の例参照）この場合捻挫の初回施療料は算定できません。

申請書記載例 初療料は1回のみです。金属副子算定出来ます。

負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始	施術終了	実日数	転帰
右前腕骨折	17.8.17	17.8.17	17.8.17	17.8.17	1	転医
右手関節捻挫	17.8.17	17.8.19	17.8.19	17.8.31	10	継続

- ・支給申請書負傷名欄（1）に骨折、不全骨折名を記入、転帰は転医とする。
- ・支給申請書負傷名欄（2）に負傷年月日は（1）と同日にて捻挫、打撲、挫傷名を記入、初検年月日は再来院日とする。

Q3 肩関節脱臼の患者さんが来院し徒手整復固定処置後、近隣の病院に「医師の同意」を頂くため患者さんに紹介状を持たせて紹介した。しかし病院医師より「整復後に脱臼の同意をとられても出来かねる」と同意が得られなかった、この場合どうすればいいのですか？

A やむを得ない場合として、1回にて脱臼は整復後「治癒」として、翌日より捻挫の後療として施術を継続（1枚の申請書で）請求して下さい。この場合、「医師の同意は不要です」（捻挫の初回施療料は算定できません）

申請書記載例

負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始	施術終了	実日数	転帰
右肩関節脱臼	17.8.17	17.8.17	17.8.17	17.8.17	1	治癒
右肩関節捻挫	17.8.17	17.8.18	17.8.18	17.8.31	10	継続

負傷名欄(1)肩関節脱臼：整復料算定し1回で転帰は治癒
負傷名欄(2)肩関節捻挫：負傷年月日は(1)と同日にて初検年月日は翌日として後療より算定。
肩関節捻挫の初回施療料は算定不可。

できるだけ日頃から医接連携をはかり同意を得られるように努力しましょう。

Q4 打撲の原因がなく臀部筋挫傷の患者さんが来院した。処置後の負傷名はどうするのですか？

A この度「臀部挫傷」として算定が可能となりました。（算定上で取扱いは打撲と同じです）
但し社会保険では了承済みであるが、国保・老人は折衝中。

保険請求に関する質問だけでなく業界のどんな質問にもお答えします。お気軽に広報部まで!!





柔整羅針盤



Now, only you who opened this page, learn the future of the industry.

<http://www.tjs.or.jp/>

特集

政界再編と都柔接



小泉改革
Koizumi-kaikaku

介護
kaigo

柔整
juusei

2006 y

医療制度改革
MEDICAL CARE REFORMATION

都柔接
Tojuusetsu

接骨

COMPASS
¥500 ?

障害物あり！
自力で超えてゆけ

料金改定
10% UP ?

柔整師を除く



社団法人 東京都柔道接骨師会